

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年11月26日答申分

答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 6件 |
| 国民年金関係 | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500237 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500057 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 9 月 1 日に A 事業所から B 事業所に出向したが、厚生年金保険の記録では、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 8 月 31 日となっている。二つの事業所には継続して勤務していたので、被保険者資格喪失年月日の記録を同年 9 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された人事契約書により、請求者は A 事業所から B 事業所に継続して勤務し(昭和 55 年 9 月 1 日に A 事業所から B 事業所に出向)請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 55 年 7 月の記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 55 年 8 月について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の社会保険事務所（当時）に対する提出や保険料納付については不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和 55 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500227 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500032 号

第 1 結論

昭和 51 年 5 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 5 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、大学在学中に母親から年金手帳を渡され、在学中の国民年金保険料は母親が納付していると言われたが、請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、その母親が請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者は保険料納付に直接関与していないことから、具体的な保険料納付状況が不明である上、請求者の母親は既に亡くなっており、請求期間の保険料納付状況を確認することができない。

また、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、請求期間当時の社会保険事務所(当時)における国民年金保険料の納付記録の確認方法については、国民年金社会保険事務所事務取扱準則(昭和 42 年 3 月 15 日付け庁保発第 3 号)において、「原則として毎年 1 回被保険者台帳と市町村における国民年金被保険者名簿と突合し、保険料の納付状況を照合したうえ、被保険者台帳の保険料に関する記録欄の当該年度の台帳照合欄に照の印を押すものとする。」と規定されているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は無い上、昭和 53 年度の照合欄に照と押印されていることから、社会保険事務所は、請求者の当該年度の A 市における保険料納付状況を照合していることが確認できる。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500230 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500033 号

第 1 結論

平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで

私は、請求期間当時は A 大学の学生であり、平成 16 年 5 月頃、B 県 C 市から通知が来たため、同市役所で学生納付特例の申請をしたにもかかわらず、請求期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されておらず、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 大学から提出された在学期間証明書によると、請求者は、請求期間において同大学に在学していたことが確認できる上、請求者から提出された外国人登録原票の写しによると、請求者は、請求期間のうち平成 16 年 4 月から平成 20 年 2 月末までの期間は、C 市に居住していたことが確認できる。

しかしながら、C 市によると、請求者に係る国民年金の加入手続及び学生納付特例の申請手続の記録は無いと回答している。その上、オンライン記録によると、請求者は、D 県 E 市(現在は、F 市)に居住していた平成 14 年 11 月 1 日に最初の基礎年金番号が付番され、請求期間後の平成 20 年 9 月 26 日に現在の基礎年金番号が付番された後、当初の基礎年金番号は、現在の基礎年金番号と重複していることを理由に平成 27 年 7 月 21 日に取消処理されていることが確認できる。当初の基礎年金番号は、上記取消処理が行われるまで現存しており、同番号の年金記録は、同市を住所地としたまま国民年金保険料の未納期間又は免除期間として管理されていたことが確認できる。また、オンライン記録によると、請求者に対して別の基

礎年金番号が付番された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間当時、C市における国民年金の加入手続及び学生納付特例の申請を行っていなかったものと推認される。

また、請求者は、「C市からの通知がきっかけで平成16年5月頃に国民年金の加入手続をした。」と述べているところ、C市では、平成16年5月当時、国民年金被保険者宛に国民年金の加入手続に係る通知は送付していないと回答していることから、請求者の主張と相違する。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、請求期間の保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500234 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500034 号

第 1 結論

昭和 63 年 7 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 8 月まで

私は、請求期間について、A 町(現在は、B 市)役場において国民年金の加入手続を行い、後日、同町役場の窓口において請求期間の国民年金保険料を手持ちの現金で納付した。

また、年金手帳の「国民年金の記録」欄に、「追加記録」の記載と共に、請求期間が記載されていることから、請求期間が未加入期間となっているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳(写し)によると、請求期間について、国民年金の記録(1)の「被保険者になった日」欄に、「追加記録」の記載と共に昭和 63 年 7 月 1 日、「被保険者でなくなった日」欄に同年 9 月 29 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、平成 13 年 5 月 31 日に初めて国民年金被保険者資格を取得し、請求期間は未加入期間として取り扱われていることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。また、当該取得処理は平成 14 年 2 月 13 日に行われたことが確認できることから、請求者は、同年 2 月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、仮に、この時点で請求期間に遡って国民年金被保険者資格を取得していたとしても、制度上、請求期間の保険料は時効により納付できない。

また、B 市における請求者に係る国民年金の資格情報の記録によると、請求者は、

平成 13 年 5 月 31 日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、前述した請求者の年金手帳（写し）の記載について、同市は、具体的な経過については不明としている。

さらに、請求者によると、前述の年金手帳には、請求者の基礎年金番号通知書に記載された基礎年金番号と同一の厚生年金保険手帳記号番号が記載されているものの、国民年金手帳記号番号の記載は無いと述べている上、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500236 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500035 号

第 1 結論

昭和 42 年 1 月から昭和 48 年 2 月までの請求期間及び昭和 48 年 8 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 1 月から昭和 48 年 2 月まで
昭和 48 年 8 月から昭和 51 年 3 月まで

請求期間 について、私は、昭和 48 年に母親から国民年金の加入の有無を聞かれ、加入していないと伝えたが、母親が 90 歳の時(平成 14 年又は平成 15 年)に、請求期間 の国民年金保険料は、母親が A 県 B 市役所で納付してくれていたことを初めて母親から聞かされた。

請求期間 について、私は、昭和 48 年に母親から上記の質問を受けた後、同年中に C 県 D 市役所 E 支所で国民年金の加入手続をし、それ以降の国民年金保険料は自分で納付するようになり、請求期間 の保険料については、私が住んでいたアパートに集金に来ていた同支所の職員に納付した。

各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 について、請求者は、請求者の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は当該期間に係る保険料の納付に関与しておらず、具体的な状況が不明である上、請求者の母親は既に亡くなっているため、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況等について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出検索システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、D 市において昭和 51 年 8 月 1 日に払い出されたことが確認できる上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同名簿の上部に「51.

6月分」の押印及び資格取得年月日欄に「48.8.31」の押印が確認できることから、請求者は昭和51年6月頃に同市において国民年金の加入手続を行い、昭和48年8月31日まで遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認できる。このため、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が証言者として名前を挙げた請求者の妹及び従兄^{いとこ}に照会したが、いずれも請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付については不明であるとしている。

請求期間について、請求者は、昭和48年にD市役所E支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、上記のとおり請求者が国民年金の加入手続を行ったのは昭和51年6月頃と推認でき、その時点で請求期間のうち昭和48年8月から昭和49年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者が住んでいたアパートに集金に来ていたD市役所E支所の職員に納付したとしているところ、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点で、請求期間のうち昭和49年4月から昭和51年3月までの保険料は過年度納付となるため、制度上、市町村では取り扱えない上、D市は、同市の職員が過年度分の保険料を集金することは無かったと回答している。

さらに、国民年金被保険者台帳並びにD市及びB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間及びの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間及びの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間及びの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500232 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500058 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者 A における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 12 月 30 日から昭和 43 年 4 月 18 日まで
私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)は、船員手帳によると、請求期間当時、船舶所有者である A 氏により B 船舶に雇い入れられていたと記載されているが、船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間を船員保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る船員手帳の記載によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 42 年 12 月 30 日から昭和 43 年 4 月 17 日まで A 氏が所有する B 船舶に甲板員として雇い入れられていたことが確認できる上、船舶所有者名簿によると、請求期間当時、同船舶は船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない上、請求期間を含む昭和 36 年 4 月から昭和 45 年 5 月までの期間において同名簿の被保険者証の記号番号に欠番は無く、訂正請求記録の対象者が同船舶所有者において船員保険の被保険者であったことを確認でき

ない。

また、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aは、昭和45年頃に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、オンライン記録によると、当該船舶所有者と考えられる者は既に亡くなっており、訂正請求記録の対象者が同船舶所有者に雇い入れられた当時の船長と考えられる者は、同船舶所有者の船員保険被保険者名簿に氏名は見当たらず、所在が不明のため、訂正請求記録の対象者の同船舶所有者における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間当時、船舶所有者Aにおいて船員保険の被保険者記録がある者11人のうち所在が確認できた6人に照会したところ、4人から回答が得られたが、同船舶所有者における船員保険の取扱い及び訂正請求記録の対象者に係る船員保険の加入等について具体的な証言は得られなかった。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、請求期間における船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではないことから、船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500275 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500059 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

年金事務所から A 社において請求期間に賞与が支払われた可能性があるとの案内があった。請求期間に係る賞与の明細書等は所持していないが、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 18 年 12 月 21 日となっているところ、同社は、同年 12 月の賞与支払日は 15 日であり、同日以降に入社した請求者に対して同年 12 月の賞与は支払っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。